

# 町民意見の公募(パブリックコメント)に寄せられた ご意見と考え方をお知らせします

広報しらたか及び町ホームページで実施した「白鷹町空き家等の適正管理に関する条例(案)」に対するパブリックコメントで、貴重なご意見をいただきましたので、その内容とご意見に対する考え方をお知らせします。

## ◆条例について

### ▼意見

条例に、空き家等の「定期的な管理」を促す工夫を盛ることも必要ではないか。所有者が数年間も放置し、「危険物件」となることを抑止することも大切である。

### ▼考え方

本条例案には、「所有者等は、空き家等が管理不全な状態にならないよう、常に適正に維持管理しなければならない。」と定め、所有者等の責務を規定しようとしています。広報誌やホームページなどで空き家所有者等へ広く周知し、適正管理に努めていただけるよう啓発していきたいと考えます。

## ◆空き家対策について

### ▼意見

「相談できる窓口」を設置し、極力早期の段階で、所有者と意思疎通が図られる措置をとることが重要と考える。その際の窓口は、ワンストップで対応できればより良いと思う。

### ▼考え方

空き家の利活用については、今後総合的な対策として考えていく必要があると認識しています。その場合の相談窓口や所有者と利用希望者のマッチング等について、住民のかたや民間事業者にもご協力いただきながら進めていきたいと考えます。

## 今後の対応について

町では、広報1月号において条例(案)へのパブリックコメントの募集を行い、3月の条例制定に向けて準備を進めてきましたが、現在、国において空き家法案を検討しているところであり、その状況をふまえた上で内容を整理していきたいと考えています。

今後とも国、県の動向を確認しながら、住民の皆さんのご意見を伺い、空き家対策について検討をしていきます。



## 空き家を所有しているかたへ

空き家を所有しているかたは、定期的に空き家の状況を確認し適切な管理を行ってください。また、その空き家に不法侵入や不法投棄等異常があった場合に備えて、地域や近くのかたに連絡先を伝えておくなど、不安軽減のためにご協力をお願いいたします。

## ■問い合わせ

総務課企画室企画調整係  
☎85-6123

## よつば保育園は4月から 社会福祉法人白鷹会で設置運営します

よつば保育園の運営については、平成21年4月から指定管理者制度により運営をしてきましたが、委託期間の満了にあたり、平成26年度以降の運営について検討した結果、民設民営により運営していくこととなりました。

設置運営を行う法人の選定については、地域の皆さんや指定管理者である社会福祉法人白鷹会との協議を進めた結果、保育の継続性やこれまでの保育の実績から、社会福祉法人白鷹会に担っていただくことに決定しました。

町としては、今後も引き続き各保育園と連携し、子どもたちの健やかな成長を目指して保育サービスの充実に取り組んでいきます。



## ■問い合わせ

健康福祉課子育て支援係 ☎86-0212